

## 介護付きホームの制度改正・報酬改定等に関する要望

2019年11月5日

一般社団法人全国介護付きホーム協会

### ■基本的な視点

- 民間を中心とした「介護付きホーム」（特定施設入居者生活介護事業所）は、すでに約25万人の入居者を受け入れている。特に、大都市部において要介護高齢者が急増する中で、介護付きホームは、大都市部での需要を受け止めている。
- 自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまで、まさに「終の棲家」の機能を果たしている。
- 「介護付きホーム」は、2000年の介護保険導入時から「混合介護」の概念を取り入れ、住まいについては「自己負担」、介護については「介護保険」の“ハイブリッド”のビジネスモデルで展開している。原則として、建設費補助、税制優遇なども受けていない。国・地方財政にとって、最も経済的・効率的な仕組みである。

### ■要望事項

#### 1. 地域包括ケアシステムの中の位置付けと介護保険事業計画

- ① 国・地方自治体の各種計画において、これまでの特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅中心の計画から、今後は介護付きホームが重要なサービス類型であることを明らかにしていただきたい。
- ② 特に、今後、要介護者が急増していく大都市部における基盤整備では、公費負担の重い特別養護老人ホームではなく、需要の高い介護付きホームの整備を促進するよう、国から地方自治体に、介護保険事業計画の指針を示していただきたい。
- ③ 併せて、国・地方自治体において、介護サービスを包括的に提供している事業所であることが明確に伝わるよう、特定施設入居者生活介護の通称として、消費者が選択する際に分かりやすい「介護付きホーム」を使っていただきたい。

#### 2. 介護報酬改定について

##### （1）介護報酬基本単位の維持・向上

介護付きホームには、特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と異なり、建設補助金、税制上の優遇措置、公的融資、家賃・食費等に対する補助（補足給付）などは一切ない。

介護報酬は介護サービスの対価であり、これを元に職員に対する給与を支払い、教育研修等を行っている。介護人材の確保・育成等の費用が上昇する中、今後も介護付きホームが質の高いケアを継続するため、介護付きホームにとって唯一の公的な支援である介護報酬の維持・向上をお願いする。

2018年度介護報酬改定を受けて、特養の介護報酬は1か月あたり6,000～6,800円上昇したが、介護付きホームは2,000円しか上昇していない。2021年度介護報酬改定においては、介護付きホームの介護報酬の向上に特段のご配慮をお願いする。

■介護給付費等実態統計・介護給付費等実態調査 受給者1人当たり費用額 (単位:千円)

|         | 2018年1月 |       | 2019年1月 |       | 差額   |      |
|---------|---------|-------|---------|-------|------|------|
|         | 要介護3    | 要介護5  | 要介護3    | 要介護5  | 要介護3 | 要介護5 |
| 介護付きホーム | 224.0   | 266.4 | 226.0   | 268.5 | 2.0  | 2.1  |
| 特養      | 262.0   | 301.9 | 268.0   | 308.7 | 6.0  | 6.8  |

特に、今後要介護高齢者が急増し、介護付きホームの需要が高まる一方、介護人材の有効求人倍率が著しく高い大都市部における介護報酬の向上をお願いする。

(2) 看取りに積極的に取り組む質の高い介護付きホームの評価

「終の棲家」を目指すべき介護付きホームを評価するため、現行の1件1件の看取りを評価する「看取り介護加算」に加え、例えば1年間の看取り実績・看取り割合を評価する「看取り体制加算」を創設していただきたい。

特別養護老人ホームには、その機能を果たしている優れた事業所を評価する「日常生活継続支援加算」(1日36単位)が存在し、多くのホームが算定している。2018年度介護報酬改定において、介護付きホームに「入居継続支援加算」(1日36単位)が創設されたが、経管栄養等を必要とする入居者が15%以上という要件から、看護職員を24時間配置している高額なホームでなければ要件を満たすことが難しく、その算定割合は5%に留まっている。こうしたことから、すべての介護付きホームが取り組むことができる看取りに着目した体制加算を要望する。

(3) 介護事業経営実態調査の改善

- ① 介護事業経営実態調査の回収率と正確性を向上させるため、調査票は、各事業所ではなく、法人本社に送付していただきたい。
- ② 介護事業実態調査に基づき介護報酬を改定するに当たって、事業者の自助努力である介護保険以外の収入については、含めずに考えていただきたい。
- ③ 介護事業者には、課税法人と非課税法人が存在するため、法人税等の税引き後の収支差率で比較していただきたい。

3. その他

(1) ICTの活用に関する支援

生産年齢人口が減少する中、介護付きホームの生産性向上・業務効率化を進める上で、ICTの活用は不可欠である。生産性向上やスタッフの労働環境の改善に役立つ、スマートフォン、タブレット端末を含む記録システム、センサー、インカム等の導入に関して、介護報酬上の評価、導入時の補助金あるいは無利子の融資などを検討していただきたい。

(2) ICT活用による行政手続きと生産性の高いケア

文書負担軽減の検討が進められているが、これから担い手が減少する中で、圧倒的な生産性向上を進める必要がある。まず、行政手続きのICT活用により、事業者にとってワンストップ化を実現するとともに、地方自治体の事務処理負担軽減にもつなげることを優先的に進めていただきたい。さらに、現在、科学的介護のためのデータベース「CHASE」の整備が進められているが、介護事業所の記録システムと連動させることにより、科学的かつ生産性の高いケアを実現できるようにしていただきたい。

(3) 制度・報酬の簡素化

入居者にとっての分かりやすさや行政手続き・事務の簡素化のために、介護保険制度における「介護専用型特定施設」を自立・要支援、要介護からお看取りまで、継続したサービス提供ができる「混合型特定施設」に統合し一本化することや、9割近い介護付きホームが算定している「医療機関連携加算」の介護報酬基本単位への統合など、制度・報酬の簡素化について、検討していただきたい。

(4) 印紙税の減免

介護報酬だけでなく、家賃相当額、管理費、食費等の入居者負担全体に関する領収書について、印紙税の減免をお願いしたい。

(5) 水道料金等の公共料金の住宅扱い

介護付きホームは、入居者にとって「住まい」であるにもかかわらず、地方自治体によっては、水道料金が「住宅扱い」ではなく「事業所扱い」になっているケースがある。これによって、入居者負担が増加していることから、すべての地方自治体において介護付きホームの水道料金等の公共料金が、「住宅扱い」となるようお願いしたい。

(6) 入居者の「おむつ」代の公平性の確保

介護付きホーム等の介護報酬には「おむつ」の費用が含まれていないことから、介護付きホームの入居者や在宅の要介護者が利用する「おむつ」代は全額利用者負担となっている。一方、介護保険施設の介護報酬には「おむつ」の費用が含まれていることから、介護保険施設の入所者は原則1割負担である。低所得者対策等は必要であると思われるが、入居者にとっての公平性を確保していただきたい。